

第50回全国高等学校総合文化祭
テレビCM制作・放映業務委託仕様書

1 業務名

第50回全国高等学校総合文化祭テレビCM制作・放映業務委託

2 委託期間

契約締結日から、令和8年8月31日まで

3 目的

第50回全国高等学校総合文化祭（あきた総文2026）（以下「大会」という。）開催の機運醸成を図るとともに、開会行事当日の交通規制等の情報を伝えることにより、円滑な運営が行えるよう、テレビCMを作成し、広報を実施する。

4 業務内容

開催を告知するテレビCMの制作（企画、取材、編集）を行う。また、民放3局と連携し、放映手配を行う。

（1）放映期間

令和8年6月1日～8月1日

（2）時期・回数

①6月1日～8月1日の月曜日～金曜日に各局1日1本以上

②7月26日及び8月1日に各局1日1本以上

（3）放送の長さ

15秒

（4）放送時間

朝の情報番組（7時台）及びゴールデン・プライムタイム

（5）放送局

秋田県内民放3局（秋田放送、秋田テレビ、秋田朝日放送）

（6）テレビCM制作業務

放映する映像を制作・編集すること。

- ・テレビCM制作のアドバイスを行うこと。
- ・制作する素材は、開催告知と交通規制の2素材を作成すること。
- ・テレビCMに使用する音楽、ナレーターを手配すること。なお、手配に関する費用については、契約金額に含むものとする。
- ・秋田県から指摘事項があった際には、その指示に基づき修正すること。

・大会広報デザインについては、秋田県が提供する。

(7) 素材の納品

- ・テレビ局に搬入する完パケ素材
- ・秋田県が指定する形式での動画データ（電子記録媒体）

(8) 打ち合わせ

業務の遂行にあたり、月1～2回程度の定期的な打ち合わせを行うものとする。また、メールや電話等、密なやりとりを行える体制を構築するものとする。

5 その他

(1) 業務の過程で生じた全ての著作物に係る著作権（著作権法第27条及び28条に規定する権利を含む。）は、秋田県に帰属する。

(2) 受託者は、著作者人格権（公表権、氏名表示権、同一性保持権）を行使しないものとする。

(3) 受託者は、本業務（再委託した場合を含む。）を履行する上で、他者の著作物、肖像、個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。また、関係者及びその他第三者から意義、苦情の申し立て、実費または対価の請求、損害賠償請求などがあつた場合は、受託者が責任を持って対応すること。

(4) 業務の遂行にあたっては、秋田県と事前に打ち合わせを行い、この仕様書に記載のない事項が生じた場合は、ただちに協議すること。